

# 「書かない窓口」スタート

令和5年  
10月開始

☎ 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

役場2階町民課窓口で「書かない窓口」の運用を開始しました。

専用端末で住民異動届（転入・転出・転居など）の申請が「紙に書かずに」できます。  
また、マイナンバーカードを読み込ませることで住所・氏名などを省略することができます。  
※マイナンバーカードをお持ちでない方、その他必要な情報は入力が必要です  
※他課窓口の手続きは、引き続き用紙の記入が必要です

## ステップ1

町民課窓口「書かない窓口」に、設置してあるキーボードまたはタッチパネルで手順に従って必要な情報を入力します。



## ステップ2

印刷した申請書をお渡しするので、内容を確認し提出します。



## ステップ3

手続き案内票をお渡しするので手続きに必要な窓口を回ります。



「書かない窓口」として  
ご利用ください。

以上で住民異動の手続きが終了します。



## オンライン転出について

マイナポータルを使用することで、ご自宅で転出手続きができます。なお、転出に伴う関連手続きで**役場窓口への来庁が必要な場合があります**。サービスを利用できる対象者は、マイナンバーカードを持っている人で、国内の市区町村に転入する人です。

オンライン転出手続き後に、転入先市区町村の窓口でマイナンバーカードを持参して転入手続きが必要です。

詳しくは、マイナポータルをご確認ください。

